

審議会等の議事の要旨（要点）

（基本情報）

会議名称	第 8 回 立川市地域福祉推進委員会・第 5 次立川あいあいプラン 21 推進委員会 合同会議（オンライン開催）
開催日時	令和 4 年 2 月 17 日（木曜日）午後 7 時 00 分～9 時 10 分
開催場所	オンライン会議、立川市総合福祉センター（2 階 ボランティアルーム・団体交流室）
次第	1. 委員長あいさつ 2. 前回のふりかえり 3. ロジックツリーについて 4. 立川市協働型地域福祉アンテナショップ設置要領（案）についての検討 5. 地域福祉アンテナショップの表示のあり方について 6. その他
配布資料	1. 第 4 回作業部会 審議会等の議事の要旨（要点） 2. 重点推進事項ロジックツリー（案） 3. 立川市協働型地域福祉アンテナショップ設置要領（案） 4. 立川市地域福祉アンテナショップ設置要綱 5. 社会福祉法人立川市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターたちかわ団体登録申請書（第 1 号様式）
出席者	[委員] 熊田博喜（委員長）、宮本直樹（副委員長）、井村良英、小澤清富、小野寺隆司、菊池萌、菅根浩子、高田利花、藤原紀子、宮崎彩乃、山川清隆 [事務局] <立川市> 白井貴幸（福祉総務課長）、高橋知宏（地域福祉推進係長）、辻陽平（地域福祉推進係） <立川市社会福祉協議会> 山本繁樹（地域活動推進課長）、枝村珠衣（地域活動推進課主幹）、伊藤尚拡、栗野恵莉菜（経営総務係）、柳澤実（地域づくり係長）、小林理哉、高橋美季（地域づくり係） [オブザーバー] 伊藤和香子（立川市福祉保健部高齢福祉課地域包括ケア推進係長）
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0 人

会議結果	以下の通り
その他	・委員長より、来年度アメリカへ留学するため、4月以降は体制が整い次第、次回の委員会を開催したいと説明があった。 ・菊池委員より、退任の挨拶があった。
担当	立川市社会福祉協議会 地域活動推進課 電話 042-529-8300（代表）

主な意見、質疑応答

【3. ロジックツリーについて】

事務局より、委員会で作成したロジックツリーについて完成の報告があった。

<事務局>

委員会で作成したロジックツリーを参考にしながら、今後の活動を展開していく。いずれの項目も達成、実現するためのアイデアであり、これらの視点を持ちながら取り組んでいく。

<委員長>

評価する際にも、何に取り組むことができ、何が難しかったか、チェックシートのようにロジックツリーを活用できる。

【4. 立川市協働型地域福祉アンテナショップ設置要領（案）についての検討】

①「第2条の市と協定を締結する住民で組織する団体…」について

→（委員長より）住民主体で活動する際の、市との契約の在り方がわかりにくい。

②設置要綱と設置要領(案)の共通の規約について

③「設置要綱に規定する市の直接運営又は委託によらないアンテナショップ」の捉え方

④「第6条の(2) 営利目的で使用する事」について

→「営利」をどう捉えるか。今は、活動しながら利益を生み出し活動資金にしていくという時代の流れがある。ただし、詐欺等につながってしまうようなことを危惧している。

⑤「住民発意を促す仕組みなどの構想」について

→立川市の新しい仕掛けとしてどのように展開していくか。

委員からの上記意見を受けて修正した「立川市協働型地域福祉アンテナショップ設置要領（案）」（資料3）について、事務局より説明があった。

<事務局>

※最初に、「要綱」と「要領」の違いについて確認をした。

市の規定上、市の直営もしくは委託で運営するアンテナショップは「要綱」で定めなければならない。住民主体で運営していくような協働型地域福祉アンテナショップの要

素は、「要綱」に盛り込めなかった。協働型地域福祉アンテナショップの要素を活かすために、「要領」を作成した。

- ・上記意見の①について

要領第2条の追記部分では、運営の流れを明確にした。運営主体は、立川市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターを通じて申請する。申請書等の詳細は検討中。申請→審査→認定という流れにしたことで、第7条認定の取り消しについても追記した。

- ・上記意見の③について

直営でも委託でもないもの（協働型）を定めるということがわかるよう、要領第1条に追記した。

- ・上記意見の④について

要領第6条第2号に追記した。主目的が地域福祉の推進であれば、それに付随する営利行為は良いとする。

<委員>

- ・今後、要領の改定が必要になることが想定される。定期的に要領の見直しをする機会を定めた方が良いのではないか。

→（事務局）第8条に「委員会が必要な検討を行うものとする」とあり、検討可能。

- ・要領第6条解説にある「営利行為が二次的となっている活動であれば問題はない」の二次的とは具体的にどういうことか。

→例えば、野菜を売っている地域福祉アンテナショップがあるとする。主目的は野菜の販売ではなく、買いに来た人たちが集まり、交流することが主目的。

- ・理念の具体性、認定の判断基準を明確にしたい。

→申請側も認定する側も確認できるような利用ガイドを作成する。

- ・要領第7条認定の取り消しに対して、救済する仕組みも必要ではないか。

→要領の項目を守られていない場合、すぐに認定を取り消すのではなく、状況の聞き取りは行われるべきと考えている。

- ・地域福祉アンテナショップは住民同士が交流するだけでなく、住民と行政が交流する場にもなっている。様々な主体が交流する場である。

- ・誰でもウェルカムな体制を担保する仕組みも必要であるが、判断に迷うときもある。立川市（公的な機関）が関わっているということが強みである。

【5. 地域福祉アンテナショップの表示のあり方について】

地域福祉アンテナショップの表示の在り方について、意見を募った。

<委員>

- ・地域福祉アンテナショップの特徴・雰囲気にあわせて、表示の方法は選べると良い。ステッカーやミニフラッグ、のぼりなど。

- ・ 地域福祉アンテナショップを浸透させるため、視覚的にわかりやすいものが良い。
- ・ 飲食店等で支払方法がすぐにわかるステッカーのようなものが良い。
- ・ 店や企業等で一部の場所や時間を開放する場合、ステッカーは難しい。

以上